

### 3 . 地域主権の確立に向けた取組

補助金の一括交付金化や、国の出先機関改革に伴い必要な国による財政措置の在り方等について、今後必要な検討を行い、適切に対応していくこととする。

#### 1 . 補助金の一括交付金化に向けた取組

国土交通省では、平成22年度予算で従来の個別補助金を原則一本化し、地方の自由度を高めた社会資本整備総合交付金を創設した。平成23年度には、同交付金の都道府県分のうち、年度間、地域間の変動、偏在が小さい事業等について、投資補助金を一括交付金化した地域自主戦略交付金に移行し、社会資本整備総合交付金を政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化するとともに、地方の自由度・使い勝手を更に向上させた。

今後とも、地方の社会資本整備については、社会資本整備総合交付金と地域自主戦略交付金の適切な役割分担の下で円滑な実施を図るものとする。また、地域自主戦略交付金については、政府内における今後の議論等を踏まえ、市町村における社会資本整備の状況等も勘案しつつ、予算編成過程で検討を行う。

#### 2 . 国の出先機関改革に伴い必要な国による財政措置の在り方

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」

(平成22年12月28日閣議決定)抄

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

##### (1) 財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

#### 3 . 直轄事業負担金の廃止

平成23年度から維持管理に係る直轄事業負担金は全廃された。

直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に

関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。

このため、総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省の4省の大臣政務官による「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」において、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。